

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年6月8日及び9日

(2) 本監査実施日 平成28年7月13日

3 監査結果の公表の日 平成28年9月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|--|
| 駐車場利用料及び公舎料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが11件、81,990円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 駐車場利用料及び公舎料の調定については、所属内で相互確認を徹底するなど、組織的な管理を行い、再発防止に努めることとした。 |